

平成25年第3回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成25年 9月 4日
 本日の会議 平成25年 9月 9日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒 井 通 博 君 議 事 課 長 浜 野 洋 子 君
 参 事 中 山 庄 治 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	代 表 監 査 委 員 中川 勝秀 君

監 査 事 務 局 長 村 田 和 則 君

会議録署名議員

15番 山口 憲一郎 議員

16番 堤

理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時32分

平成 2 5 年第 3 回長与町議会定例会

議事日程（第 4 号）

平成 2 5 年 9 月 9 日（月）
午 前 9 時 3 0 分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	5 5	長与町子ども・子育て会議条例	文厚
2	5 6	長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例	総務
3	5 7	平成 2 5 年度長与町一般会計補正予算（第 2 号）	総務
4	5 8	平成 2 5 年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	総務
5	5 9	平成 2 5 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	文厚
6	6 0	平成 2 5 年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	文厚
7	6 1	平成 2 5 年度長与町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	文厚
8	6 2	平成 2 4 年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	総務
9	6 3	平成 2 4 年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	総務
1 0	6 4	平成 2 4 年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	文厚
1 1	6 5	平成 2 4 年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	文厚
1 2	6 6	平成 2 4 年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	文厚
1 3	6 7	平成 2 4 年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	建産
1 4	6 8	平成 2 4 年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	建産
1 5	6 9	平成 2 4 年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	建産
1 6	7 0	長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	

17	71	長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	
18	72	人権擁護委員の推薦について	
19	73	人権擁護委員の推薦について	
20	発委5	長与町議会基本条例	
21	発委6	長与町議会会議規則の一部を改正する規則	
22	発委7	長与町議会委員会条例の一部を改正する条例	

付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長 (山口経正議員)
皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
会議日程に入るに先立ち、5日の金子 恵議員の一般質問において、本人より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

金子 恵議員。
7番 (金子 恵議員)
私の一般質問の中で、企業名が特定されるような部分がありましたので、その取り消しを申し出ました。よろしく願いいたします。

議長 (山口経正議員)
お諮りします。
ただいまの件につきまして、発言の取り消しの許可をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、発言の取り消しを許可することに決定しました。
なお、会議録調整につきましては、議長に一任願います。
日程第1、議案第55号、長与町子ども・子育て会議条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 (吉田慎一君)
皆さん、おはようございます。きょうは、オリンピックが東京招致と言われまして、非常に明るい雰囲気をしておりますけれども、早速ですけども、議案第55号の提案理由を申し上げたいと存じます。

議案第55号、長与町子ども・子育て会議条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例は平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づき、平成27年4月に施行される子ども・子育て制度に関する長与町における、子ども・子育て支援事業計画を初め、子ども・子育て支援施策を地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて調査審議等を十分行い、実施するため設置する長与町子ども・子育て会議の設置、組織、運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、本条例の内容について御説明をいたします。

第1条は、本会議の設置について定めております。設置根拠といたしましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき制定するものでございます。

第2条は、本会議の所掌事務について規定しております。

第3条、第4条及び第5条は、本会議の組織について規定しております。

委員の人数を15人以内で構成し、委員は子供の保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者などから委嘱することとしております。また、委員の任期を2年としております。

第6条及び第7条は、子ども・子育て会議の会議開催方法、会議の成立及び議事の決し方等について規定をしております。

第8条は、本会議における部会設置について規定しております。部会につきましては、将来、審議事項が多岐にわたり、専門的になるなど、必要になったときに設置できるように定めるものでございます。

第9条は、本会議の運営に関し、必要な事項について町長に委任する旨の規定でございます。

なお、附則において、本条例の施行日は、平成25年10月1日としております。また、特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部をあわせて改正をいたします。

以上が本議案の主な内容でございます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第55号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第2、議案第56号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、議案第56号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。

定住自立圏構想につきましては、今後、少子高齢化社会の到来による人口減少傾向の中で、地方圏から三大都市圏への人口の流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するため、中心市と周辺市町村が協定により役割分担を行い、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図ることを目的として、国が平成20年12月、定住自立圏構想推進要綱を制定したところでございます。

これを受け、平成21年から長崎市・長与町・時津町連携協議会において、各所管事務の連携可能性等を含め、定住自立圏構想について協議を重ね、平成23年12月には長崎市が中心市宣言を行ったところでございます。

この定住自立圏構想推進要綱では、定住自立圏形成協定の締結等を行うには、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経ることとなっており、このたび定住自立圏形成協定の締結等について、議会の議決事項とすることを願います。

以上で説明終わります。御審議のほどをよろしく願います。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

今回の条例の提案は、定住自立圏協定の締結に向けて、締結をする場合にこの条例が必要だということで提案されてますけども、一つはこの定住自立圏構想の協定の締結の中身が、まだ、当然この締結の中身をはっきり決めて、そういう中で締結するというふうな形に進むんでしようけども、これまで全員協議会の中で、いろいろこの締結の中身を説明をされましたが、一つはやはり非常に不安材料がないものなのかというようなところがちょっと懸念される所です。というのも、これまで出された資料をみますと、これまでどおりお互いの、1市2町でやれてる条件もありますし、わざわざそれを定住自立圏構想の中での締結内容とする必要性もないし、また、場合によっては、この定住自立圏の中で新たな負担が出てくるのではないかという懸念もされてる状況です。そういう意味では、中身が依然として不透明の中で、こうした条例提案をするのが非常に不安がないものなのか、いわゆる本町としてのデメリット部分に対してどう考えてらっしゃるのかという。その辺についてお伺いしたいと思います。

議長

(山口経正議員)

企画課長。

企画課長

(松浦篤美君)

今回の条例の提案っていいものは、一応、締結に向けての法的手続を定めた条例をお願いしてる形になります。その中で不安材料、デメリットの部分っていうのは、この目的というのが、要するに、先ほど町長が申しましたように、圏域内で地域を活性化していこうっていうのが主な目的でございます。この定住自立圏を締結することで、国からの財政的な補助もござい

そういう意味で、さまざまな形で圏域での活性化が達成しやすくなるっていうことも、ある意味あるかと思います。

デメリットの部分については、その1対1の協定になりますので、その協定の中の協議について、話し合いをして決めていくことになりますので、全てがデメリットじゃなくて、全てがまたメリットでもないっという部分があるかとは存じます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

締結する中身は、これから12月の議会で、このスケジュールですと出てくるというところで、そこで、一つ例を挙げますと、ある事務事業を締結をしたと、この12月の段階です。しかし、進めていく上で、非常に本町についてはデメリットの部分が出てきたという場合に、これは締結の中身は議会の議決の中で、その議会がこれを締結すべきじゃないとなれば外せるというふうになってますけども、場合によっちゃ、締結したほうに非常にデメリットの部分が出てきたという場合に、そこから足を抜くっていうことができるものなのかどうなのか、その辺が、非常にこの将来的にわたって、最初はいい構想だなと思ったのが、非常に進めていく上ではデメリットになってくるよと。そういう場合に、じゃあ、本町だけこれはやめますというふうなことが、果たしてその段階で言える状況があるものなのかどうなかっていうのが、その辺も非常にわかりづらいところがあるんで、その辺は協議の中で出れば少し説明していただきたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

この協定の締結後、もし締結する段階ではお互いメリットがあるっていう形で協定をしていく形もあるかと思いますが、もし協定を結んだ後、どうしても不都合が出てきたという場合は、この協定書が、要するに1対1の協定になります。中心市が長崎市で、周辺が長与町と時津町っていう形になります。締結のほうは長崎市と長与町との1対1で協定を締結する形になります。そういう意味において、もしどうしても将来的に、もし不都合が出てきた場合は、こちらのほうの長与町でその変更、あるいはその部分の廃止っていうのは可能になってる形になります。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第56号は、会議規則第46

条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第3、議案第57号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、議案第57号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,481万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を114億6,331万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明をいたします。

歳入の13款国庫支出金では、過年度精算分に係る児童手当負担金の増額計上及び土木費国庫補助金で、安全で快適な地域社会の創造補助金、道路橋長寿命化による安全性の確保補助金などを補助内示額に合わせて減額計上いたしました。

14款県支出金では、県のモデル事業でテレビを通じて、高齢者の安否の確認を行う地域支え合い(ICT)モデル事業補助金、安心子ども基金事業費補助金、地域密着型特別養護老人ホームの施設整備に係る地域介護・福祉空間整備等交付金とその開設準備に係る補助金などを計上いたしました。

15款財産収入は、南交流センター下段の町有地売却に伴う普通財産売り払い収入を計上いたしております。

17款繰入金では、1項で前年度分精算に係る駐車場事業及び後期高齢者医療特別会計からの繰入金、2項で減債基金繰入金の減額などを計上いたしました。

18款繰越金は、今回の補正予算の財源調整として計上いたしました。

19款諸収入では、後期高齢者医療制度特別対策補助金、長崎県町村会物産展事業助成金及び郷土芸能大会実施に伴う長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金を計上いたしました。

20款町債では、発行可能額の決定により臨時財政対策費の増額を計上いたしました。

続いて、3ページの歳出をお願いいたします。

2款総務費では、全国町村会が主催して行う物産展事業に係る経費、歳入

でも説明いたしました県のモデル事業で実施するテレビを通じて安否確認等を行う地域支え合い（Ⅰ）ＣＴモデル事業補助金に係る経費、情報インフラ整備に係る経費、固定資産の評価がえに伴う航空写真撮影業務委託料などを計上いたしました。

３款民生費では、認可外保育施設運営支援事業補助金、保育士等処遇改善臨時特別事業補助金、地域密着型特別養護老人ホーム施設整備に係る地域介護・福祉空間整備等補助金と開設準備に係る補助金などの新規計上のほか、老人福祉センター丸田荘に係る管理委託料、老人福祉施設措置費の減額などを計上いたしました。

４款衛生費では、保健師賃金及び健康管理システム整備業務委託料を計上いたしました。

６款農林水産業費では、農地情報管理システム保守委託料、上山田ため池漏水防止工事費などを計上いたしました。

８款土木費では、道路・橋梁・河川・公園の維持、改良等に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

１０款教育費では、郷土芸能大会に係る経費、長崎市を主会場として開催される県民体育大会などへ出場される選手の参加補助金などを計上いたしました。

４ページの第２表、地方債補正では、変更分として臨時財政対策費の限度額の増額をお願いいたしております。

以上が補正予算（第２号）の主な内容でございます。

議案の後に、平成２５年度長与町一般会計補正予算（第２号）に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

（「対策債、費じゃなしに」「対策債です」の声あり）

町 長 （吉田愼一君）

済みません。少し文言の間違ひがありましたので訂正をさせていただきます。

４ページの第２表、地方債補正では、変更分として臨時財政対策債の限度額の増額をお願いいたしておりますということでございます。訂正をいたします。

議 長 （山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番、西岡克之議員。

１０番 （西岡克之議員）

歳入の１４款２項総務管理費補助金、地域支え合い（Ⅰ）ＣＴモデル事業補助金これは今後何年間ぐらい続くのか、単年度並なのかということ。

それと、１１ページの１０、１１。２０款１項臨時財政対策債、中身がわかれば、もし教えていただければ。

続いて、１４、１５ページの企画費の節の１報酬、地域支え合い（Ⅰ）Ｃ

T事業普及員報酬、これ何人なのか。それと、情報インフラ整備アドバイザー報酬費、これ何人で、関連性はあるのかということと、そこの役務費、工事請負費の中身をもう少し教えていただきたい。

それから、16、17ページ、2款2項評価がえに伴う航空写真撮影業務委託料、これの中身どういう方法でやるのか、調査の内容ですね。それを教えていただきたいと思います。

それと、18、19、4款1項保健衛生総務費の委託料、健康管理システム整備業務委託料、これ委託先が、もしわかれば教えていただきたい。

以上です。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

それでは、まず1点目の地域支え合い(Ⅰ)CTモデル事業の件につきましてお答えしたいと思います。まず1点目の補助は何年かということでございます。まず、モデル事業が3年になっておりますので、補助も3年分もらせる形になるかと思えます。

それと、企画費の報酬費でございます。この報酬費につきましては、一応1人を予定してるところでございます。それと、情報インフラのアドバイザーの分でございますけども、これも一応1人を考えております。まず、(Ⅰ)CTのほうなんですけども、モデル事業で一応100世帯っていう上限がございます。その場合の支援の報酬ということで1人を考えております。

それと情報インフラのアドバイザーのほうは、これにつきましては今回情報化計画の中でFM電波を使った災害を主体とした放送が何かできないかということで、現在、調査研究を行ってるところでございます。それにつきまして、その電波関係の専門家の方、FMを使った放送されてる専門家の方にアドバイスをお願いしたいと。これが、要するに長与でそれができるのかどうか、そういうところの調査研究をさせていただきたいということで、このアドバイザーをお願いしたいということでございます。

それと、役務費の内容でございます。まず、これは(Ⅰ)CTモデル事業の実施に伴う費用でございます。先ほど申しましたモデル世帯が最大100世帯分ということでございます。その分の費用ということで、電話料これにつきましては、先ほど申しました普及員の携帯の電話料の定額分の4カ月分でございます。それと、インターネット接続料68万8,000円ってというのは、モデル事業100世帯分のインターネットの接続料でございます。これ100世帯の毎月のネット使用料で、接続から3カ月、3月までの分を一応計上してるところでございます。俗に言う、プロバイダー料ということの、この前提としては、このモデルの100世帯が全てインターネットを使いますので、使っていない場合が、100世帯がつながっていないという前提で、最大100世帯分ということで計算しております。それと、初期契約手数料34万7,000円につきましては、これのモデル世帯分のインターネットの当初の接続時の契約手数料という形になっております。これも同じように、

つながっていない場合、最大100世帯分をセットしないといけませんので、最大100世帯ということで計算しております。

それと15節の工事請負費でございます。これは、インターネット接続の工事費45万8,000円でございます。これは(I)CTモデル事業のインターネットの接続工事費100世帯、ただ、これも100世帯丸々つないだことがないという世帯を想定して、最大100世帯分を計上させていただいております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)

2番目の御質問の臨時財政対策債の中身について、もう少し詳しくということでございますけども、臨時財政対策債というのは普通交付税の代替措置と言いますか、全額普通交付税が発行できないということで、そのかわりに臨時財政対策債が発行されるわけですけども、本年度におきましては普通交付税を算定する上で、基準財政需要額、基準財政収入額、その差が約26億幾らあるんですけども、そのうち交付税が約19億5,300万程度、その残りを臨時財政対策債を発行して、それぞれの自治体の一般財源に充ててくださってという起債でございます。それで、本年度、当初予算で5億円計上いたしておりました。最終的に、6億4,607万1,000円になりましたので、その差額の1億4,607万1,000円を今回の補正でお願いしていただくということでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
税務課長。

税務課長 (田平俊則君)

16、17ページの2款2項2目航空写真の撮影業務の内容でございますけども、これは当然飛行機で全町を上空から写しまして、その写真を固定資産評価システムのほうへ取り込みまして、字図と重ねて土地の形状、家屋の状態などの確認と、また、納税者が閲覧、縦覧に来られたときの説明資料として使うということにしております。また、ほかの土地整備課、管理課、管財課におきましても、道路台帳、公有財産等で使用できると考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)

18、19ページの4款1項の13委託料健康管理システム整備業務委託料の委託先につきましては、当初予算でがん検診をお願いしておりましたので、それと関連性がありますもんですから、今、がん検診はNBC・ISさんと協議を継続させていただいておりますので、そちらのほうになるのかなという感触を持っております。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。

じゃあですね、先ほど15ページのところで……。失礼、その前の3年分の補助金ですが、この事業を始められて3年後の見通しが、3年間で終わればいいんですけど、3年後また継続するっていう場合には、県補助金がなくなった場合は自前で持ち出すのかなっていうふうに考えたりします。その辺を教えていただきたい部分と、それこそ100世帯、いわゆる見守りをされると思うんですね。見守りの100世帯をされると思うんですが、その100に対する抽出根拠っていいですか、そこをちょっと教えていただきたいっていうふうに思います。

それで、100世帯で1人で72万っていうことは、ちょっと妥当なのかなっていう考えたりします。よく調べてないんで私もうまく言えませんが、その辺の報償費の妥当性についても教えていただければというふうに思います。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

まず1点目のモデル事業の3年後、どうするのかということでございます。まず、モデル事業に今回乗ったわけなんですけども、実際3年間モデルをいたしまして、これが長与町の中で有効に使えるっていうシステムであったら、これを3年後継続していく形になるかと思えます。その場合、費用負担のほうはどうなるかということでございますけども、これにつきましてはこのインターネットにどうしてもつながらないといけないということで通信料等が当然発生してまいります。そのときの費用負担っていうのは、モデルをしながら、どういう形ですか検討させていただければというふうに考えております。

それと、見守りの100世帯の構成でございます。一応、このモデル事業では、テレビでいろんなメニューができる形になります。全てが、もちろん高齢者ももちろん使えるんですけども、一般の人でも使えるような形にしていきたいというふうには考えております。その意味で、一応、まだ100世帯確定はしてないんですけども、高齢者の方の単身世帯、あるいは普通の勤労世帯、それとか子供がいる世帯も合わせたところで100世帯っていうのを抽出したいというふうに考えております。

それと、報酬の72万円でございます。この72万円につきましては、このモデル事業が現在、新上五島町で使用されております。そこでおられます普及員の方につきましても、同額で一応考えております。今回、このモデル事業をすることで、今現在、新上五島町のメニューっていう形しかないんですけども、これを長与町版にどうやって変えていくか、それをいろんな100世帯のモデルの方にお聞きしながら、ずっと100世帯を回る形になります。長与町に合った形のメニューをつくるためにどういう形がいいのかというのをその普及員さんでいろいろ検討していただく形になりますので、妥当

だところらのほうでは考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
企画振興部長。 (山田譲二君)

企画振興部長 私のほうから、少し補足をいたします。先ほどの報酬の72万円でございますけれども、予算を認めていただいた後には、普及員というのを設定してということを考えております。12月から今年度内の3月まで4カ月間、その一月の使用18万ということで設定して、72万円をお願いしてるところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
わかりました。別に議案に対して反対の、賛成のっていう立場じゃございません。中立の立場でこれ申し上げておりますので、誤解のないように。一月18万というのが妥当なのかなと、新上五島町と長与町というのはロケーションが違いますので、移動の距離等も違います。もう少し、その辺は精査をしていただければというふうに思います。

それと、昨年、文教厚生委員会で、岐阜県の白川町に同じような補助金を利用したところに行きました。そこも同じようなシステムでやってました。3年後に補助金が切れてなくなったということだったんです。そのときのことあって、そこは長与町と違って、標高が千何百メートルから200メートルぐらい、非常に勾配な土地でございましたので、これは必要だというふうにその町長さんも言うておりましたが、長与町は非常に28平方キロしかないの、コンパクトなところなので、果たして必要なのかなっていう感じがいたします。使い方によって、こういうICTっていうのはいろんな先が開けますので、一概にどうのこうのとは言えないと思いますが、やられる場合にはもう少しよく精査をされて、やられるほうがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

議長 (山口経正議員)
質疑をしてください。

10番 (西岡克之議員)
その18万ですね、県の18万っていうのをそのまま長与町に当てはめて持ってくるのはどうなのかなと。もう少し、よく精査をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)
この18万っていう、業務の内容としては、当然機器の設置も入っております。また、機器の操作も入っておりますし、世帯の方の相談も入っております。その中で、先ほど言いましたように、長与町版のメニューをどうつくっていくか、これから始まりますので、その分の負担っていうのがあると思

ますので、この18万っていうのは妥当だというふうに考えております。以上でございます。
 議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑ありませんか。
 9番、森 謙二議員。
 9番 (森 謙二議員)
 歳出の2款2項のところでお尋ねします。評価がえに伴う航空写真撮影業務委託料なんですけれども、ヤフーとかグーグルとかの地図検索を利用しないで、この航空写真撮影に頼るという妥当性を説明してください。
 議長 (山口経正議員)
 税務課長。
 税務課長 (田平俊則君)
 確かに、インターネット、ヤフーとかグーグルとか写真がありますけども、やはり評価がえっていうのは的確な、適正な評価をしないといけないので、精度自体がやはり違いますので、この業務委託をいたしております。
 議長 (山口経正議員)
 いいですか。
 ほかに質疑ありませんか。
 19番、吉岡清彦議員。
 19番 (吉岡清彦議員)
 23ページの郷土芸能、この前、長与小グラウンドということを知っていて、仮設スタンドということを知っていたわけですけども、そのスタンドで何人の収容人員のスタンドになるのか。ちょっと、そのところをお願いいたします。
 議長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。
 生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
 何名という形ではちょっとなかなか……。ですけども、一応、前回21年度、町民体育館前で開催いたしましたと同規模ということで考えております。約560名程度は最低でも座れるという形で予定をいたしております。
 議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑ありませんか。
 18番、河野龍二議員。
 18番 (河野龍二議員)
 私は、18、19ページの2目介護保険費のところでは少し伺いたいと思います。養護老人ホームの建設に伴う補助及び交付金ということで、県からの補助交付金そのまま出されるということですが、この養護老人ホームの規模等々がどれくらいの物なのか、あと、この補助及び交付金の割合ですね、建設費に対するどれくらいの補助及び交付金なのか、お伺いしたいと思います。
 議長 (山口経正議員)
 介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)
お答えします。この規模でございますけれども、地域密着型ということで29床以下を予定をいたしております。

建築費に占める割合と申しますと、これが基準額というのが決まっておりますまして1床当たり400万円で、29床いっぱい分とりまして1億1,600万円、開設資金につきましてはこちらが1人当たり56万8,000円ということで、29人分、1,647万2,000円を計上をいたしております。以上です。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
これ、今後建設に進んでいくと思いますが、これが建設完成年度って言いますかね、完成した後、開所できる時期ってというのがいつごろなるものなのか。再度、伺いたいと思います。

議長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)
この開所の年度につきましては、介護保険事業計画に載っております、平成26年度中ということで、予定をいたしております。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑ありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第57号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。
ただいま総務常任委員会に付託しました議案第57号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第57号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第4、議案第58号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 (吉田慎一君)
それでは、議案第58号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計補正予

算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ121万を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ805万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明をいたします。

予算書2ページをお開きください。2款繰越金、1項繰越金は、平成24年度の駐車場事業特別会計決算における剰余金121万円を計上いたしております。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

3ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費26万2,000円は、13節の委託料で防犯業務委託料と14節の使用料及び賃借料で防犯カメラ賃借料を計上いたしております。

1款総務費、2項繰出金でございますが、一般会計繰出金94万8,000円を計上いたしております。

なお、補正予算の内容につきましては、補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第58号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第59号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（吉田慎一君）

議案第59号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,087万2,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,722万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。10款1項繰越金は、24年度の繰越額が確定いたしましたので、今回計上させていただいております。既定予算3,000万1,000円に1億2,087万2,000円を追加補正し、繰越金総額を1億5,087万3,000円としております。

次に歳出につきまして説明をいたします。

3ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費は、電算システム変更に伴う委託料でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、実績により平成24年度における療養給付費負担金、特定健康診査に対する国及び県の交付分負担金等と療養給付費交付金が決定し、返還金が生じたので計上をしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第59号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第6、議案第60号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（吉田慎一君）

では、議案第60号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ140万9,000円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ3億9,067万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして御説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。4款1項繰越金に140万9,000円増額計上いたしております。平成24年度後期高齢者医療特別会計の精算による繰越金でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金に137万円を、3款2項繰出金に3万9,000円をそれぞれ増額計上いたしております。平成24年度後期高齢者医療広域連合事務費及び後期高齢者医療保険料の確定に伴う納付金及び一般会計への返還金でございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付しておりますので、御参照賜りたいと思います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第60号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第61号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（吉田慎一君）

それでは、議案第61号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の保険事業勘定についての補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,170万9,000円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ25億9,112万5,000円とするものでございます。

介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額にそれぞれに518万円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ2,411万7,000円とするものでございます。

それでは、介護保険事業勘定の歳入から説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。3款国庫支出金64万1,000円、4款支払い基金交付金231万4,000円は、平成24年度介護保険給付費等の確定に伴う追加交付分を計上いたしております。

8款繰越金4,875万4,000円は、平成24年度の介護保険特別会計保険事業勘定の精算に伴う繰越金でございます。

3ページをお開きください。歳出でございます。

6款1項償還金及び還付加算金は、796万6,000円を増額計上いたしております。平成24年度介護保険給付費等の確定に伴う県負担金等の返還金を計上いたしております。

7款予備費に、4,374万3,000円を計上いたしております。

4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入について説明いたします。

2款繰越金518万円は、平成24年度介護保険特別会計の精算に伴う繰越金でございます。

続いて、5ページをお開きください。歳出でございます。

2款予備費に518万円を計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第61号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

(休憩10時27分～10時35分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8、議案第62号、平成24年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第63号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第64号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第65号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議案第66号、平成24年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議案第67号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (吉田慎一君)

ただいま一括上程をしていただきました議案第62号から議案第57号までの6議案につきましては、私にかわりまして会計管理者に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

会計管理者。

会計管理者 (松添高明君)

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま一括上程していただきました議案第62号から第67号までの6議案につきまして、町長にかわりまして提案理由の御説明を申し上げます。

各議案とも、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付しまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、議案第62号、平成24年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、1款町税は、調定額47億2,748万6,007円に対し、収入済み額44億2,713万4,614円となり、不納欠損額2,109万2,453円で、収入未済額は2億7,925万8,940円でございます。なお、町税の収入済み額は前年度比1,212万245円、0.3%の減となっております。

1項町民税は、調定額25億28万7,998円に対し、収入済み額23億8,132万4,251円となり、不納欠損額482万1,701円で、収入未済額は1億1,414万2,046円でございます。

2項固定資産税は、調定額16億2,565万2,007円に対し、収入済み額14億8,033万1,301円となり、不納欠損額1,312万1,043円で、収入未済額は1億3,219万9,663円でございます。

3項軽自動車税は、調定額8,431万2,998円に対し、収入済み額7,846万2,457円となり、不納欠損額26万5,670円で、収入未済額は558万4,871円でございます。

4項町たばこ税、6項入湯税は、調定額どおりの収入済み額となっております。

7項都市計画税は、調定額3億1,797万1,296円に対し、収入済み額2億8,775万4,897円となり、不納欠損額288万4,039円で、収入未済額は2,733万2,360円でございます。

2款地方譲与税から次ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、調定額と収入済み額は同額でございますが、そのうち9款地方交付税は前年度比2,129万1,000円、1%の減となっております。

11款分担金及び負担金は、調定額3億476万4,851円に対し、収入済み額2億7,913万2,851円となり、不納欠損額の47万8,400円と収入未済額2,515万3,600円は保育料分でございます。

12款使用料及び手数料は、調定額1億7,324万8,531円に対し、収入済み額1億5,082万9,652円となり、不納欠損額60万4,700円、収入未済額は2,181万4,179円で、不納欠損額及び収入未済額は町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料及びし尿収集手数料でございます。

13款国庫支出金は、調定額18億9,213万6,077円に対し、収入済み額17億1,189万1,077円で、収入未済額は1億8,024万5,000円でございますが、これは市街地整備総合交付金及び住宅費補助金分でございます。

14款県支出金は、調定額、収入済み額とも同額の7億8,330万8,449円でございます。

15款財産収入の収入済み額1,785万1,180円と16款寄附金の収入済み額18万1,857円は、それぞれ財産売り払い収入とふるさと長与応援寄附金が主なものでございます。

5、6ページをお願いします。17款繰入金の収入済み額4億6,311

万2,874円は、財政調整基金、義務教育施設整備基金及び地域福祉ボランティア基金からの繰入金が主なものでございます。

19款諸収入の収入未済額は371万2,050円は、災害援護資金貸付金でございます。

20款町債の収入済み額は20億3,095万円となっております。

歳入合計は、調定額136億985万7,546円に対し、収入済み額130億7,749万8,224円で、不納欠損額2,217万5,553円、収入未済額は5億1,018万3,769円でございます。なお、収入済み額は前年度比6.8%の増となっております。

7、8ページをお開き願います。歳出でございますが、款ごとの支出済み額につきまして、前年度に対する増減の主な要因等を御説明いたします。

1款議会費1億6,448万4,948円は、前年度比9.4%の減となっておりますが、議員共済会給付費負担金の減額が主な要因でございます。

2款総務費14億6,077万4,788円は、前年度比2%の減となっておりますが、総務管理費の公有財産購入費の減額が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額4,173万7,000円は、普通財産施設整備事業、長与駅バリアフリー化設備整備費補助金及びふれあいセンター耐震診断業務に係るものでございます。

3款民生費38億3,083万8,955円は、前年度比0.2%の減で前年度並みとなっておりますが、児童福祉費の高田保育所建設に伴う公有財産購入費分が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額2億5,532万6,000円は保育所整備事業及び丸田荘改修工事に係るものでございます。

4款衛生費9億8,620万6,844円は、前年度比4.7%の減となっておりますが、保健衛生費の予防接種委託料及び清掃費の長与・時津環境施設組合負担金の減額が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額1億1,000万円は、長与・時津環境施設組合負担金でございます。

5款労働費3,852万7,695円は、前年度比10%の増となっておりますが、施設改修工事費の増額が主な要因でございます。

6款農林水産業費2億1,270万2,147円は、前年度比0.3%の減となっておりますが、農業費のながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の減額が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額350万円はため池改修事業に係るものでございます。

9、10ページをお願いします。7款商工費5,710万5,435円は、前年度比9.7%の増となっておりますが、住宅リフォーム助成金に係る支出が主な要因でございます。

8款土木費16億3,851万4,209円は、前年度比1%の増となっておりますが、都市計画費の街路事業費、公共施設管理者負担金の増額が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額3億7,833万6,000円は道路新設改良事業、長与町土地区画整理特別会計繰出金、公園整備事業及び西高田線街路事業に係るものでございます。

9款消防費3億9,460万6,706円は、前年度比2%の減となっております

りますが、非常備消防費の広域消防事業負担金の減額が主な要因でございます。

10款教育費23億7,737万8,071円は、前年度比77.5%の増となっておりますが、これは、御案内のとおり長与小学校校舎建設事業費及び体育施設整備事業費の増額が主な要因でございます。

11款災害復旧費1,056万487円は、前年度比80.4%の減となっておりますが、公共土木施設災害復旧費の減額が主な要因でございます。

12款公債費12億800万1,269円は、前年度比0.3%の減となっておりますが、利子の減額によるものでございます。

11、12ページをお願いします。13款諸支出金15万400円は前年度比3.7%の減となっておりますが、土地開発基金積立金の減額によるものでございます。

歳出合計は、予算現額135億7,391万1,000円に対し、支出総額123億7,985万1,954円となり、翌年度繰越額7億8,889万9,000円で、不用額は4億516万46円でございます。なお、支出済み額は前年度比7.9%の増となっております。

238ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額130億7,749万8,000円、歳出総額123億7,985万2,000円、歳入歳出差し引き額6億9,764万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は2億785万4,000円で、実質収支額は4億8,979万2,000円でございます。このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億5,000万といたしております。

239ページ以降には、財産に関する調書を記載しておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

以上が一般会計でございます。

次に、議案第63号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、1款使用料及び手数料753万5,550円、2款繰越金127万5,829円が主な歳入で、歳入総額は881万1,640円となり、前年度比0.9%の減となっております。

3、4ページをお願いします。歳出でございますが、予算現額827万8,000円に対し、支出済み額760万511円で、不用額は67万7,489円となり、歳出合計は前年度比0.2%の減となっております。

12ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は121万1,000円となっております。

次に、議案第64号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、1款国民健康保険税は調定額10億4,769万8,617円に対し、収入済み額8億

3,608万5,510円となり、不納欠損額341万100円で、収入未済額は2億820万3,007円でございます。

2款以降は、収入済み額につきまして、主なものといたしましては、3款国庫支出金9億5,980万3,518円、4款療養給付費交付金4億2,378万1,640円、5款前期高齢者交付金13億1,870万2,851円、6款県支出金3億5,245万8,332円、7款共同事業交付金3億3,552万9,092円、9款繰入金1億4,208万8,075円でございます。

3、4ページをお願いします。歳入合計は、調定額47億5,581万2,662円に対し、収入済み額45億4,419万9,555円となり、不納欠損額341万100円で、収入未済額は2億820万3,007円でございます。なお、収入済み額は前年度比3%の増となっております。

5、6ページをお願いします。歳出でございますが、支出済み額の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2款保険給付費29億1,119万9,199円、3款後期高齢者支援金4億8,387万1,792円、6款介護納付金2億338万8,297円、7款共同事業拠出金5億2,454万4,672円でございます。

7、8ページをお願いします。歳出合計は、予算現額44億7,300万9,000円に対し、支出済み額42億8,279万1,258円となり、不用額は1億9,021万7,742円でございます。なお、支出済み額は、前年度比0.9%の増となっておりますが、共同事業拠出金の増が主な要因でございます。

40ページお聞き願います。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は2億6,140万8,000円で、うち基金繰入額は1,310万円といたしております。

41ページをお聞き願います。財産に関する調書の基金でございますが、決算年度末現在高は、830万円となっております。

続きまして、議案第65号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお聞き願います。歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、調定額3億1,808万7,500円に対し、収入済み額3億1,605万5,800円となり、不納欠損額3万6,400円で、収入未済額は199万5,300円でございます。

その他の主な歳入といたしましては、収入済み額で申し上げますと、3款繰入金7,089万7,877円でございます。

歳入合計は、調定額3億8,979万9,721円に対し、収入済み額3億8,776万8,021円となり、不納欠損額3万6,400円で、収入未済額は199万5,300円でございます。なお、収入済み額は、前年度比10.3%の増となっております。

3、4ページをお願いします。歳出でございますが、支出済み額で主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億7,885万1,450円でございます。

歳出合計は、予算現額3億9,278万2,000円に対し、支出済み額3億8,635万8,084円となり、不用額は642万3,916円でございます。なお、支出済み額は、前年度比10.1%の増となっております。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は140万9,000円でございます。

次に、議案第66号、平成24年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、調定額5億6,235万2,128円に対し、収入済み額5億4,822万5,760円となり、不納欠損額93万9,880円で、収入未済額は1,318万6,488円でございます。

その他の主な歳入といたしましては、収入済み額で申し上げますと、3款国庫支出金5億1,293万7,514円、4款支払い基金交付金6億6,362万3,000円、5款県支出金3億3,840万9,008円、7款繰入金3億3,380万8,214円でございます。

3、4ページをお願いします。歳入合計は、調定額24億4,914万3,305円に対し、収入済み額24億3,501万6,937円となり、不納欠損額93万9,880円で、収入未済額は1,318万6,488円でございます。なお、収入済み額は、前年度比0.3%の減となっております。

5、6ページをお願いします。歳出でございますが、支出済み額で主なものは、1款総務費4,701万7,666円、2款保険給付費22億7,553万7,563円、3款地域支援事業費3,526万3,693円でございます。

歳出合計は、予算現額25億856万7,000円に対し、支出済み額23億7,182万2,377円となり、不用額は1億3,674万4,623円でございます。なお、支出済み額は、前年度比1.4%の減となっております。

7、8ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、主な歳入といたしまして、1款サービス収入1,949万1,760円で、歳入合計は、調定額、収入済み額ともに2,287万8,805円でございます。なお、収入済み額は、前年度比11.3%の増となっております。

9、10ページをお願いします。歳出でございますが、1款事業費、支出済み額は1,769万7,451円で、前年度比3.1%の増となっております。

40ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、保険事業勘定では、実質収支額は6,319万4,000円、介護サービス事業勘定では518万1,000円でございます。

最後に、議案第67号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、主なものといたしまして、1款国庫支出金は、調定額2億8,866万9,000円に対し、収入済み額2億2,396万3,000円で、収入未済額は6,470万6,000円でございます。2款県支出金は、調定額5,751万9,400

0円に対し、収入済み額4,459万5,400円で、収入未済額は1,292万4,000円でございます。4款繰入金は、調定額7億9,781万9,000円に対し、収入済み額6億6,540万6,000円で、収入未済額は1億3,241万3,000円でございます。

7款町債は、調定額及び収入済み額とも1億円でございます。

歳入合計は、調定額12億7,053万7,740円に対し、収入済み額10億6,049万4,740円で、収入未済額は2億1,004万3,000円でございます。なお、収入済み額は、前年度比7.8%の減となっております。

3、4ページをお願いします。歳出でございますが、支出済み額では、1款土木費8億6,462万8,322円、2款公債費1億4,038万3,833円でございます。

歳出合計は、予算現額12億5,115万1,000円に対し、支出済額10億501万2,155円となり、翌年度繰越額2億4,094万円で、不用額は519万8,845円でございます。なお、支出済額は、前年度比10.6%の減となっております。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億6,049万4,000円、歳出総額10億501万2,000円、歳入歳出差し引き額5,548万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は3,089万7,000円、実質収支額は2,458万5,000円でございます。

大変長くなりましたが、以上が議案第62号から議案第67号までの、各会計の歳入歳出決算の説明でございます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、また、主要な施策の成果に関する報告書の様式を一部変更し添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

次に、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

代表監査委員 (中川勝秀君)

皆さん、おはようございます。監査委員の中川です。よろしく申し上げます。

それでは、議長から許可をいただきましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、平成24年度長与町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに基金について審査した結果を報告いたします。

意見書1ページをお開きください。審査の対象として、平成24年度の長与町一般会計、駐車場事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、長崎都市計画事業長与町土地地区画整備事業特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況について実施いたしました。

審査の期間は、平成25年7月12日から8月2日まで行いました。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、会計管理者、各部長、各理事、各課長、関係職員の出席を求め、説明を聴取し、関係法令に準拠し調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理運営は適正であるか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき書類審査方法のほか現地調査、備品調査も実施し、慎重に審査を行いました。

提出された資料の計数審査の結果、一般会計及び特別会計決算は関係法令に準拠し作成され、決算計数は関係諸帳簿と証拠種類を照合した結果、誤りのないものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿と証拠種類は符合しており、誤りないものと認めました。

国保会計は24ページから記載していますが、一般会計からの一時運用が頻繁に行われています。平成24年度から税率改正が行われていますが、まだまだ財政は厳しい状況で、国保の財政調整基金は830万円となっています。これは、5年前の19年度決算での基金残高は約6億700万円ありましたので、現在の厳しい国保財政が伺えます。収納率は前年度より向上しましたが、収納未済額は2億800万円、不納欠損額も341万円と多額であり、さらなる医療費抑制策の推進、保険税収納率の向上対策が必要であります。

各会計と基金の詳細につきましては、2ページから49ページに記載していますので御参照ください。

50ページをお開きください。意見書の結びの欄はポイントだけを説明をさせていただきます。

一般会計歳入も130億円になり、長与小建設保育所整備事業、公園整備事業など、今年度の所期の目的をおおむね達成したものと評価をします。一般会計及び特別会計は、2ページからの第1表に記載のとおり、いずれの会計も黒字決算となっています。合算した歳入歳出差し引き額は約10億8,600万円で、前年度比約8,500万円増加しています。

一般会計は、5ページの第2表のとおり、単年度収支は黒字となりました。地方交付税は約2,100万円減少し、約20億7,900万円となっています。

町債は、21ページの第10表のとおり、約10億1,100万円増加し、約137億2,200万円の残高となっていますが、臨時財政対策債を除く残高は約84億8,500万円で、前年度より約5億9,900万円増加しています。

基金は、49ページの第28表のとおり、約2億1,800万円減少し、約48億200万円となっています。2カ年で見ますと約5億2,000万円減少しており、今後、注意深い運用が必要であります。町財政の懸案であります収入未済額は、町税その他の滞納分合計で約5億5,300万円、不

納欠損処分は約2,700万円となっています。収入未済額は年々減少傾向ではありますが、依然として高どまりの状況となっています。今度も長与町町税等徴収対策本部の活発な活動による、なお一層の徴収努力が必要であります。

次に、15ページの第6表の財源別収入状況を見ると、自主財源が約59億8,800万円で、前年度比約2億5,400万円の増となっています。主な要因は、繰越金、繰入金の増加であります。肝心の町税は約1,200万円減少をしています。

性質別歳出の状況は、21ページの第9表のとおり、義務的支出が前年度より約1,500万円減少をしています。財政指数は経常収支比率が22年度に86.7%と好転をしたが、本年度は91.7%と、2年前に比べ5ポイント悪化をしています。財政力指数はここ数年徐々に下がり0.64で、前年度比で0.014ポイント下がりました。いずれの指数も悪化しており、財政の硬直化が進んできています。限りある歳入の中でいかに必要な行政サービスを町民の皆さんに提供するか、管理者、職員一体となつての健全な財政運営を期待をいたします。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく判断の要必要については、早期健全化基準値を大きくクリアをしており、問題はないと考えます。

今回の決算審査において事務処理はおおむね良好でありましたが、次の点で指摘を行っています。

1点目、一般会計、特別会計の収納未済額は前年度より改善したものの、依然として5億5,416万円と高額となっているうち、滞納繰り越し分は4億2,754万円もあることから、改善と対策を求めた。

2点目、不納欠損処分の事務処理は、あらゆる収納努力をした上で地方税法等に基づき処分する必要がある。公正公平の面からも、適切な事務処理を求めた。

3点目、土地開発基金で購入をした土地を含め、長期末利用の土地を有効活用と土地開発基金からの買い戻しに関する規則等の整備を検討すべきである。

4点目、町は多くの補助金を各種団体等に支出しているが、実績報告書に不備が見受けられたので、改善検討を求めた。

最後に、今年度も健全財政運営で堅実な決算が維持されていますが、税収の落ち込み、公共施設の老朽化による維持管理費や更新投資の増大、少子高齢化による生産人口の減少など、厳しい状況が続くと考えられます。今後もあらゆる事業施策の見直しを常に行いながら選別化に努めて、健全財政を堅持し、町の発展と町民サービス、福祉の向上に最善の努力をされるよう期待して、一般会計及び特別会計の決算審査の報告を終わります。以上です。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第62号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第63号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第67号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

議案第67号の長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の決算認定について質問しますが、お聞きしたいのは、まず、24年度の事業進捗率が監査委員の決算報告書の指標の中で出ております。平成24年度については、事業費ベースだと思いますが、86.2%というふうになっております。以前、私がこの土地区画整理事業の関係で質問した折、完成までの、平成29年までの目標数値を出していただきました。平成24年度においては87%を目指すというところで、事業費総額が219億5,061万8,000円ということですが、当然、事業費ベースで86.2%という意味ではコンマ8%ですけども、目標に届かなかったという状況があります。そういう意味では計画どおりに進んでないという状況が、さきの一般質問でも、なかなか補助金等が十分つけばというふうな話もありましたが。1つ懸念する問題は、こうした事業のおくれが、これまでは平成29年度完成を目指すというふうに言われておりましたけども、こうしたおくれが完成年度のおくれになるのではないかとというふうに思いますが、どういう状況になるかお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

現状でございますが、やはり補助金等の、やっぱりつきにくいというようなこともございます。そして、29年を完成予定としておりますけども、やはり議員おっしゃるとおり厳しい状況かと思っております。そういうことで、やはりこの事業年度の見直しというのも今、検討中でございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

さきの一般質問でもありましたけども、当該地域に住んでる方々は非常にこうした状況の中で、事業のおくれで大変迷惑をこうむっているという状況にあるとお聞きしております。そういう完成年度の延長というのが、どういう形で住民の皆さん方に知らせせるのか、そういう辺の検討はされてらっし

やるのか、じゃあ、いつまでに完成年度が延びるものか等々を含めて、今のそういうお考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)
今、その点について検討中でございます。公表できるようになった時点では、そういうしかるべき形で公表していきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それでは最後に、毎回決算の折にお伺いするんですが、いわゆる事業費ベースの、今進捗率というところですね。実際の工事ベースですね、完成した、工事中というふうな、毎回そういう工事中の中で完成すれば進捗率が上がるんだというふうな説明をされていますけども、現状でつかんでその工事別の進捗事業をお答えしていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)
整備状況でのその進捗ということでお答えしたいと思います。

まず、幹線街路ですね、これについては約54.3%、それから区画道路でございますけど、これについては42%、宅地造成面整備、宅地造成に関しましては52%、以上のようなそういう状況でございます。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号、議案第63号は、総務常任委員会に、議案第64号、議案第65号、議案第66号は、文教厚生常任委員会に、議案第67号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案第62号から議案第67号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第67号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第14、議案第68号、平成24年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第15、議案第69号、平成24年度長与町下水

道事業剰余金の処分及び決算認定についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、第68号のほうから参りたいと思います。平成24年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

決算書の1、2ページをお開きをいただきます。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額6億9,247万7,000円に対し、決算額は6億9,757万5,568円となり、509万8,568円の増収となっております。これは、上水道水道料金及び分岐料などのその他営業収益の増が主なものでございます。

支出におきましては、予算額5億9,822万5,000円に対し、決算額は5億6,290万8,042円となり、3,531万6,958の不用額となっております。これは、維持管理費等の減額が主なものでございます。

続きまして、3、4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額472万5,000円に対し、決算額は1,206万7,125円となり、734万2,125円の増収となっております。これは、負担金の増によるものでございます。

支出におきましては、予算額3億590万6,000円に対し、予算額は2億5,385万9,909円となり、4,604万6,091円の不用額となっております。これは、建設改良費の減額が主なものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,179万2,784円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額537万7,035円、当年度分損益勘定留保資金1億1,114万1,546円、減債積立金1億2,527万4,203円で補填をいたしております。

棚卸資産購入限度額の執行額は340万154円でございます。

5、6ページをお開き願います。ここに計上しております損益計算書は、税抜き計算となっております。営業収支におきまして1億6,917万5,101円の営業利益となり、営業外収支におきましては3,913万1,242円の損失となりました。その結果、経常収支におきましては1億3,004万3,859円の経常利益となっております。また、特別収支におきましては82万6,457円の損失となり、以上の結果、当年度純利益は1億2,921万7,402円でございます。これに前年度繰越利益剰余金167円を加え、当年度未処分利益剰余金は1億2,921万7,569円でございます。

剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金処分数として減債積立金に1億1,000万円を、また建設改良積立金に1,921万7,000円を積み立てる予定であり、この剰余金処分に関して議会の議決を求めるものでございます。これにより、翌年度繰越利益剰余金は569円でございます。

以上が平成24年度長与町水道事業決算書の概要でございます。

続きまして、議案第69号、平成24年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

決算書の1、2ページをお開きを願います。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額8億6,751万5,000円に対し、予算額は8億7,188万3,387円となり、436万8,387円の増収となっております。これは、営業外収益及び特別利益の増が主なものでございます。

支出におきましては、予算額6億8,437万8,000円に対し、予算額は6億7,429万8,386円となり、1,007万9,614円の不用額となっております。これは、営業費用及び営業外費用の減が主なものでございます。

3、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額9,812万2,250円に対し、決算額は8,721万8,387円となり、1,090万3,863円の減収となっております。これは、国庫補助金の減が主なものでございます。

支出におきましては、23年度繰越額6,895万4,000円を含め、予算額4億5,179万9,000円に対し、決算額は4億707万393円となり、翌年度繰越額が3,175万8,000円で、1,297万607円の不用額となっております。これは、建設改良費の減額が主なものでございます。

なお、資本的収入額（翌年度への繰越工事費資金3,175万8,000円を除く）が資本的支出額に不足する額3億5,161万6円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額462万2,082円、過年度分損益勘定留保資金2億7,364万1,485円、減債積立金439万2,439円、繰越工事資金6,895万4,000円で補填をいたしております。

5ページをお開き願います。ここに計上いたしております損益計算書は、税抜き計算となっております。営業収支におきましては7,839万6,559円の営業利益となり、営業外収支におきましては1億925万954円の利益となりました。その結果、経常収支におきましては1億8,764万7,513円の経常利益となっております。また、特別収支におきましては534万2,268円の利益となり、以上の結果、当年度純利益は1億9,298万9,781円でございます。

6ページをお開き願います。剰余金処分計算書（案）につきましては、未処分利益剰余金処分額として減債積立金に1億9,298万9,781円を積み立てる予定であり、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第68号・69号、平成24年度長与町下水道事業決算書の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 （山口経正議員）

次に、代表監査委員より、決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

代表監査 （中川勝秀君）

委 員 監査委員の中川です。またよろしく申し上げます。

それでは、議長の許可を得ましたので、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成24年度長与町水道事業会計、下水道事業会計の決算について審査した結果を御報告いたします。お手元の意見書を御参照ください。

審査の期間は、平成25年7月8日から9日に実施しました。これは喜々津委員と2人で、先ほどちょっと一般会計で喜々津委員の名前を言うのを忘れましたので、喜々津委員と2人で実施をしました。

審査の方法は、町長から提出された決算報告書及び財務諸表、決算附属書類など、政令で定められた書類について、水道局長、各課長、関係職員及び会計管理者、会計課長の出席を求め、説明を聴取し、決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態を把握し、経済性の発揮、公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果として、各会計の決算報告書、財務諸表及びその他の書類は地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で、平成24年度における経営成績及び当該年度末の財政状況は適切に表示されていました。また、当年度における各事業の予算執行の結果は適正に執行されていると認めました。

なお、水道事業会計の詳細につきましては、2ページから4ページは業務状況、4ページから5ページは経営成績、6ページから9ページは財政状態を記載しておりますので御参照をください。

では、決算の概要について御説明いたします。

給水人口は3万8,777人で、前年度比59人減少、給水戸数も1万5,269戸で、前年度比40戸減少しています。また、年間配水量は2万9,310立方メートル減少、有収水量も3万5,200立方メートル減少しています。

それでは、10ページをお開きください。経営分析、継続的な漏水調査により、有収率は92.8%と高い数値を維持し、効率配水が図られています。施設利用率は、配水能力に対して76.8%、供給単価は189円65銭で、給水原価は158円16銭であり、差し引き収益は31円49銭となり、現年度より少し悪くはなっているが、良好な数値であります。

次に、職員1人当たりの給水人口は2,772人、有収水量は24万1,518立方メートル、営業収益は4,731万3,000円となっています。これらの数字は年々増加するのが望ましいが、職員数が大きく影響することから、いかに少ない職員数で事業運営を維持していくか今後も経営努力が必要であります。

次に財政分析、自己資本構成比率は86.9%で、投資財源のうち自己資本比率が大きいほど経営が安定しております。固定資産対長期資本比率は91.9%で、総資本のうち固定資産が自己資本によって賄われているかを示す数値で、100%以下が望ましいとされています。流動比率は1,158.8%で、財政能力を示す期間比率で、流動資産が流動負債の2倍以上が望ましく、理想的な比率は200%以上であります。総収支比率は124.1%で、収益と費用の総体的な関連を示すもので、高いほど良好であります。営

業収支比率は133.8%で、営業収益と営業費用を対比して業務活動の能率を示すもので、100%を超えることが望ましいとなっています。次に、企業債償還元金対減価償却費比率は108.8%で、低いほど再投資能力があります。料金収入対企業債償還管理金比率は25.6%で、料金収入に対する割合で低いほど良好であります。以上、各指数は全国類似団体と比較してもおおむね良好な数値となっています。

最後に、決算の事業収支は、総収益6億6,482万円、総費用5億3,561万円で、純利益は1億2,921万円であり、堅実な推移であります。未収金が約1,889万円、不納欠損は約73万円処分しています。毎月停水、分割納入など滞納解消の努力は認めますが、長与町町税等徴収対策本部とのなお一層の連携を図り、引き続き収納改善に努められたい。

住民の日常生活に欠かすことができない事業であり、安全供給と水質保全是今後も永久的な向上を目標として努力されることと、中長期計画のもと水源確保、老朽管更新、浄水場設備改良、耐震化対策などの投資が必要であり、安定経営の収益確保が求められますので、将来を見詰めたさらなる合理的経営を期待します。

次に、下水道事業会計であります。11ページは業務状況、12ページから13ページは経営成績、14ページから17ページは財政状態を記載しておりますので御参照ください。

では、決算の概要について御説明をいたします。

水洗化人口3万9,851人、水洗化戸数1万5,285戸、普及率99.9%、水洗化率98.4%となっています。整備済み区域の未水洗化は236戸あります。引き続き、水洗化推進の努力が望まれます。

次に、下水道事業の経営状況については18ページをお開きください。経営分析では、有収率は年間汚水処理水量に対する年間有収水量の割合で、高いほど望ましく、76.8%であり、前年度より1.6ポイント上昇している。しかし、類似団体の全国平均は23年度で84.1%であり、今後も有収率向上の努力が必要であります。ちなみに、長与町の5年前、平成19年度決算の有収率は86%であった。5年で10ポイント近く悪化をしております。使用料単価は年間有収水量に対する使用料収入の割合は173円88銭で、汚水処理原価は年間有収水量に対する汚水処理費の割合で184円21銭となっており、10円33銭の原価割れとなっていますが、前年度から6円43銭改善されています。今後も汚水処理費の効率的な経営努力が必要であります。

財務分析では、自己資本構成比率は投資財源のうち自己資本の割合比率が大であるほど経営の安全性を示すもので、77.3%となっております。固定資産対長期資本比率は総資本のうち固定資産が自己資本によって賄われるかを示す数値で、100%以下が望ましく、94.6%となっています。流動比率は財政能力を示す期間比率で、流動資産が流動負債の2倍以上が望ましく、理想的な比率は200%以上であり、1,035.4%となっています。総収支比率は収益と費用の総体的な関連を示すもので、高いほど良好であり、

129.6%となっています。営業収支比率は営業活動によって営業収益と営業費用を対比して業務活動の能率を示すもので、経営活動の誠意が判断され、100%を超えることが望ましく、114.6%となっています。企業債償還元金対減価償却比率は数値が低いほど再投資能力があり、100.4%となっています。使用料収入とは、企業債償還元利金比率は使用料収入に対して低いほど良好で、55.6%となっています。以上、各指数は全国類似団体と比較してもおおむね良好な数値となっております。

最後に、決算の事業収支は、総収益8億4,099万円、総費用6億4,800万円で、純利益1億9,299万円となっております。企業債は、年度末残高36億2,091万円で、2億1,275万円減少、支払い利息も180万円減少をしている。これは、これまでの繰り上げ償還の成果であります。

次に、事業運営での重要課題である不明水が増加していることから、原因究明のさらなる研究、努力を期待をします。原因究明というのは実施をされておりますが、さらなる原因究明を期待します。下水道事業は健全な水環境の確保、そして健康で安心・安全な快適で潤いのある暮らしの確保のため、ますます重要な役割であり、今後も施設整備、管更新など大きな投資が見込まれることから、長期的視点に立った効率的な経営に努められたい。

以上で水道及び下水道事業の決算審査の報告を終わります。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第68号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第69号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号、議案第69号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第68号、議案第69号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第68号、議案第69号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

場内の時計で13時まで休憩します。

(休憩11時45分～13時00分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16、議案第70号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

では、議案第70号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることにつきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

現在、長与町教育委員として3期12年間にわたり、長与町教育行政の推進のため御尽力をいただいております村上光子委員の任期が、今月末をもって満了いたします。

私といたしましては、引き続き長与町教育委員として任命したいと考えておりますので、御提案を申し上げます。議会の同意をお願いする次第でございます。

村上氏につきましては、皆様も御案内のとおり、吉無田郷の青葉台団地にお住まいでございます。これまで教育委員として、長与町の教育振興のために御尽力を賜っており、教育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格、識見ともに長与町教育委員として適任者であると確信しておりますので、御同意のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第70号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり同意されました。
日程第17、議案第71号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (吉田愼一君)
では、議案第71号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
現在、長与町教育委員として1期4年間にわたり、長与町教育行政の推進のため御尽力いただいております野口眞知子委員の任期が、今月末をもって満了いたします。
私といたしましては、引き続き長与町教育委員として任命したいと考えておりますので、御提案を申し上げ、議会の同意をお願いする次第でございます。
野口氏につきましては、三根郷の長与ニュータウンにお住まいでございます。これまで教育委員として、長与町の教育振興のために御尽力を賜っており、教育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格、識見ともに長与町教育委員として適任者であると確信いたしておりますので、御同意のほどをよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りします。
ただいま議題となっております議案となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第17、議案第71号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第18、議案第72号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、議案第72号、人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成20年1月1日から現在に至るまでの2期、人権擁護委員として御尽力を賜りました廣瀬範三氏の任期が、本年の12月末日をもって満了となります。

今回、廣瀬氏を再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

廣瀬氏は、長崎県警察本部から少年補導員を委嘱され、青少年の健全育成に貢献されている方で、そのほか住所等につきましても、お手元の議案書に記載のとおりでございます。人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方と確信をしておりますので、よろしく御推薦くださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第72号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とされました。

日程第19、議案第73号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、議案第73号、人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成10年12月より5期の長きにわたり、人権擁護委員として御尽力を賜りました長野久美子氏の任期が、本年の12月末日をもって満了となります。

そこで、長野氏の後任として、沼富美子氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

沼氏は、平成24年3月に、長崎県島原振興局保健部地域保健課長を最後に長崎県庁を退職され、平成24年度には自治会長を務めておられる方で、そのほか住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方と確信をしておりますので、よろしく御推薦いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第19、議案第73号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とされました。

日程第20、発委第5号、長与町議会基本条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

長与町議会改革等調査特別委員会委員長。

議会改革等
調査特別委員長

(岩永政則議員)

それでは、最初に議案を朗読し、提出をさせていただきます。若干、声がかれておりますので御了解いただきたいと思います。

発委第5号、長与町議会基本条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。平成25年9月9日、提出者長与協議会改革等調査特別委員会委員長 岩永政則議員。

議員の皆さん方には、新たな条例制定のために、提案理由を配付いたしておりますので御参照方をお願いをいたしたいと思います。

それでは、発委第5号、長与町議会基本条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

近年、とみに国民の町政に対するニーズも多様化し、特に私たちの地方議会は町民にとりまして最も身近で、町民の幸せを実現する議決機関として大きな役割を担っております。

議会におきましては、常に町民の視線からの施策決定に心がけ、また議員としては日ごろからみずからの政策提言と、そのための政策立案能力の向上に努め、町民の期待に応えていくことが求められています。

私たちは、このような状況、現状並びに現実を踏まえて、町民の幸せづくりと町民に信頼される議会づくりに取り組む決意を持って長与町議会基本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の主な内容につきまして、説明を申し上げます。

本条例は、前文を含め9章からなり全21章をもって構成をいたしております。

まず、前文では、議会と執行機関の関係、議員及び議会の役割、信頼される議会づくり等を規定し、末尾には、真に豊かで活力あるまちづくりを目指すとともに、議会活動及び議会改革に真摯に取り組むことを近い、ここに長与町議会基本条例を制定することといたしております。

第1章は、総則として、第2条で構成をしております。

第1条は、目的を規定し、本条例を定めることによりまして豊かな町民生活の実現と町政の発展に寄与することを期待をいたしております。

第2条は、最高規範性として、この条例は議会における最高規範であるこ

と、議会はこの条例を遵守し議会運営を図ること、またこの条例の趣旨に反する条例を制定してはならないと規定をいたしました。

第2章は、議会及び議員の活動原則の規定として、3条で構成をしております。

第3条は、議会の活動原則として、議会は議決機関及び監視機関として適切な判断と責任ある活動を行うこと、町民の意見を町政に反映させるため議決責任を深く認識すること、町民に開かれた議会の実現、積極的な情報の公開等を規定をいたしております。

第4条は、議員の活動原則として、議員は町民の代表として公平性の見地から町全体を見据えること、自己研さんに努めること等を規定をいたしております。

第5条は、議長及び副議長の性質について規定をいたしました。議長及び副議長の性質に当たっては、本会議においてその職を志願する者に所信表明の場を設けるよう規定をいたしました。

第3章は、町民と議会の関係として、2条で構成をいたしております。第6条は、町民と議会の関係として、この条例の特色の一つとして本会議のほか承認委員会、議会運営委員会、特別委員会と全ての会議を原則公開とすることといたしました。

第7条は、議会報告等を規定したもので、この条例の2つ目の特色であります。第1項では、年1回以上議会報告を開催することといたしました。同条第2項では、町民の皆様方からの要請があったときは、意見交換の場として住民懇談会を開催することができる規定を設けました。

第4章は、議会及び議員と執行機関の関係の規定で、3条で構成をいたしております。

第8条は、議員と執行機関の関係を規定し、本条例の特色の3つ目として、同条第2項で本会議または委員会において町長等は、これ職員も含むわけでございますけれども、委員会は、議員から質疑または質問を受けたときは当該議員に対し答弁に必要な範囲内で反問することができるようにいたしました。これは少し注釈をいたしますと、町長等は議員からの質疑及び質問に対し、許可を得て質疑、質問の趣旨や内容及び背景や根拠の確認を逆に質問ができることを規定したものでございます。

第9条は、議会審議における論点情報の形成の規定で、提案された政策、施策等についてその審議における論点、争点を正確にする等のために政策等の提案に至った経緯及び理由など5点について提案者に資料の提出を求めることができるよう規定をいたしたものでございます。

第10条は、執行機関の監視及び評価についての規定でございまして、議会は執行機関の事務の執行が適正かつ公平にまたは効率的に行われているか常に監視し、評価する中の規定でございます。同条第3項では、議場は町長等が本会議の委員会において答弁した内容の経過について、文書により報告を求めることができる規定を設けました。

次に、第5章は、自由討議の充実についての規定で、2条から成っております。

ます。

第11条は、議員間の自由討議として議員相互の議論の規定です。

第12条は、政策討論会を規定し、議会は議員間で町政に対する付託する重要な政策及び課題に対して、党に対して施策討論会を開催することができるよう規定をいたしたものでございます。

第6章は、議会及び議会事務局の体制整備についての規定で、4条で構成をしております。

第13条は、議員研修の充実、第14条は、議会事務局、第15条は、広報広聴機能の充実、第16条は、調査機関の設置を規定し、議会としての努力規定でございます。

第7章は、議員の政治倫理、身分及び待遇に関する規定で、3条で構成をいたしました。

第17条は、議員、政治倫理に関する規定で、議員としての倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう規定したものです。第2項では、今年3月定例会で議決されました長与町議会議員政治倫理条例の定めるところによることとし、改めて本条例でも規定をいたしました。

第18条は、議員定数に関する規定で、別途、長与町議会議員定数条例がございますが、第17条同様、本条例でも規定をいたしました。

第19条は、議員報酬に関する規定で、これも別途、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例がございますが、12条と同様に本条例でも規定をいたしました。

次に、第8章では、災害時の対応に関する規定でございます。

第20条は、災害対応として議会としても町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるとともに、議会としての活動についても規定をいたしました。

最後になりますが、第9章では、見直し手続を規定をいたしました。

第21条では、条例は不変のものではなく常に社会情勢は変化をしていくところから、ふだんの評価と改善にとどめ、必要による見直しのための規定であります。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

逐条的になり大変長くなりましたが、どうぞ慎重審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発委第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第20、発委第5号、長与町議会基本条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、発委第6号、長与町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営

(金子 恵議員)

委員長

発委第6号、長与町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定によるものであります。このたびの改正は、今定例会に上程され先ほど可決いたしました長与町議会基本条例の制定に伴い、本規則におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず目次につきましては、本規則第128条の改正により、全員協議会を協議または調整を行うための場に改めるものであります。

次に、第51条の改正につきましては、現状に合わせて起立を挙手に改めるものであります。

次に、51条の2の反問の許可につきましては、議会基本条例第8条また第51条の3の自由討議につきましては、議会基本条例第11条の制定によりそれぞれ条文を加えるものでございます。

次に、第59条の改正は、第51条の3の自由討議を加えたことによる改正であります。

次に、第61条第5項の一問一答につきましては、議会基本条例第8条の制定及び現状に合わせて項を加えるものであります。

次に、第63条の改正につきましては、議会基本条例第8条の制定により、一般質問につきましても反問ができることにより改めるものであります。

次に、第 8 1 条の 2 の起立でないものの取り扱いにつきましては、議会基本条例第 6 条の制定により条文を加えるものであります。

次に、第 1 2 8 条につきましては、議会基本条例第 7 条第 1 2 条の制定により議案の審査または議会の運営等を行うため、議会に協議または調整を行うための場を設けることができることとなったため改正するものであります。協議の場の名称、目的、構成員、招集権者につきましては表のとおりであります。

施行は、公布の日からといたしております。

以上が本議案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第 6 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第 6 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発委第 6 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第 2 1、発委第 6 号、長与町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、発委第 7 号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営
委員長

(金子 恵議員)

発委第 7 号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第9条第6項及び会議規則第14条第3項の規定によるものであります。このたびの改正は、今定例会に上程され先ほど可決いたしました長与町議会基本条例の制定に伴い、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず第14条の2の自由討議につきましては、議会基本条例第11条また第14条の3の反問につきましては、議会基本条例第8条の制定によりそれぞれ条文を加えるものでございます。

次に、第17条につきましては、議会基本条例第6条の制定により、委員会を原則公開とすることに改めるものであります。

次に、第19条につきましては、第14条の3を加えたことにより条文を整理するものであります。施行は公布の日からといたしております。

以上が本議案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発委第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第22、発委第7号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 13時32分)